

「かごしま材取扱店」になるための認証基準

(表－1)

業種区分		基準内容
木材関連業	製材業	ア 認証工場であること イ 県林材協会連合会の所属員であること
	木材販売業	ア 年間取扱量が1,000m ³ 以上であること イ 県林材協会連合会の所属員であること
	プレカット加工業	ア 県内向けの年間加工棟数が100棟以上であること イ (財)日本住宅・木材技術センターが認証するAQ認証を受けた工場であること ウ 県林材協会連合会の所属員であること
住宅建築業		ア 建築棟数が直近の3年間で10棟以上であること イ 直近の5年間で建築基準法、宅地建物取引業法及び建設業法等の法令違反がないこと ウ 次のいずれかに該当する技術者を1名以上有していること ・木造軸組工法の実務経験10年以上 ・建築士で木造軸組工法の実務経験5年以上 ・技能士（建築大工）で木造軸組工法の実務経験5年以上 エ かごしま材取扱店を対象にした講習会を技術者が受講していること。または、直近の講習会を受講する旨の誓約ができること オ かごしま材取扱工務店倫理憲章を遵守できること

(表－2)

業種区分		基準内容
協業体		<ul style="list-style-type: none"> 協業体で過去3年間で10棟以上の木造住宅の建築実績があること。ただし、複数の住宅建築業（工務店など）がある場合は、過去3年間のうち1社あたり年間2棟以上の実績があること 製材業、木材販売業、プレカット加工業については、林材協会の所属員であること 住宅建築業については、表－1の住宅建築業のイからエまでの要件を満たすこと 各社ごとに、かごしま材管理基準が設定されていること かごしま材の家づくりに関する規則があること 認証工場との協定書が締結されていること（認証工場が構成員になる場合を除く）